

いわてスポーツアクティビティ  
着地型情報発信業務

業 務 仕 様 書

令和3年6月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてスポーツアクティビティ着地型情報発信業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

なお、本業務におけるスポーツアクティビティとは、海、山、川及び湖等の自然環境下で実施する、身体活動を伴う体験及びツアー等のことをいう。

## 1 業務名称

いわてスポーツアクティビティ着地型情報発信業務

## 2 本業務の目的

本業務は、岩手の自然を生かしたスポーツアクティビティを通じた交流人口の拡大による地域活性化を目指し令和元年度及び2年度にブラッシュアップをしてきたスポーツアクティビティについて、地元宿泊事業者と連携した情報発信を促進し、来訪客に向け、地域一体で継続的な誘客を図る。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月4日（金）まで

## 4 委託料の上限額

1,080千円（税込）

## 5 本業務の内容

### (1) 本業務の対象となるスポーツアクティビティ事業者

令和元年度および2年度に実施された県事業で、ブラッシュアップを行ったスポーツアクティビティモデル事業者（下記参照）のうち4事業者を選定

〔参考：令和元年度および2年度モデル事業者〕

地域	市町村	事業者	実施アクティビティ
県央	八幡平市	有限会社タンデム	バギー他
県南	花巻市	花巻スポーツランド	ラフティング他
	奥州市	藤野浩太	カヌー
	西和賀町	ネビラキ	巨樹トレッキング他
沿岸	大船渡市	ダイビングショップRias	スキューバダイビング
	田野畑村	特定非営利活動法人 体験村・たのはたネットワーク	アドベンチャートレッキング他
	宮古市	三陸シーカヤック Sea-season	シーカヤック
県北	久慈市	ふるさと体験学習協会	シャワークライミング他
	洋野町	洋野町サーフィン友の会	サーフィン

※ 上記事業者の詳細はいわてスポーツコミッションWebサイトに掲載

URL <https://www.iwate-sc.jp/outdoor>

### (2) 「地元宿泊事業者を対象とした現地体験会」の実施に関すること

#### ア 内容

宿泊施設を中心とした地元地域からの情報発信体制を整備するために、実際に地元宿泊事業者が現地でスポーツアクティビティを体験する。

#### イ 参加対象

地元宿泊事業者、モデル事業者

#### ウ 会場

モデル事業者アクティビティ実施場所

### (3) 「地元関係者アクティビティ勉強会」の実施に関すること

#### ア 内容

交流人口拡大に有益であるスポーツアクティビティを地元宿泊事業者が自らの強みとして認識し、連携していくための意識啓発を図るため、現地体験会を踏まえた上で、スポーツアクティビティに関する勉強会を開催する。

イ 参加対象

地元宿泊事業者、地元観光関係者、モデル事業者等

ウ 会場

モデル事業者所在市町村（市町村の会議施設等）

(4) 「情報発信コーディネート」に関すること

ア 内容

- ① 地元宿泊事業者のホームページにおいて、スポーツアクティビティに関する情報を発信していくにあたり、ホームページ素材の調整を行う。（写真、紹介文、その他）
- ② スポーツアクティビティモデル事業者と地元宿泊事業者の連携事業（相互割引等）のコーディネートを行う。

イ 対象

地元宿泊事業者（上記5(2)、又は(3)に参加した事業者）

(5) 関係書類の作成及び報告に関すること

次に掲げる項目について、関係書類を作成して報告すること。

- ① 業務内容の報告
- ② 実施業務の成果
- ③ 実施業務から見える課題及び今後の対応

※ 関係書類については「業務完了報告書」に添付のこと。様式は任意とし、特に定めないこと。

## 6 費用負担

本契約の履行に係る一切の経費は全て受託者の負担とする。  
ただし、県が必要と認めた場合はこの限りではない。

## 7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を県に対して書面で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、「7(1)イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書に定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。